

# 未活用町有地利活用事業者募集要項



令和4年5月

由仁町

# 1 対象町有地の概要

## (1) 物件①・②

	地 番	地 目	地 籍
対象物件	①由仁町三川泉町201番5	雑種地	約2,854㎡
	②由仁町三川泉町202番1	雑種地	3,372㎡
用途地域	都市計画区域外、用途地域指定なし		
その他	国道234号線直結の町道沿い、札幌市50分、新千歳空港25分 道東自動車道追分IC5分、JR室蘭本線三川駅0.7km		





(2) 物件③

	地 番	地 目	地 籍
対象物件	③ 由仁町伏見249番 由仁町伏見251番 由仁町伏見252番 1	宅地 山林 雑種地	1,400.85㎡ 1,777㎡ 56,641㎡  合計59,818.85㎡
用途地域	都市計画区域外、用途地域指定なし		
その他	道道3号線直結の町道沿い、札幌市50分、新千歳空港30分 道東自動車道追分IC15分、JR室蘭本線由仁駅1.2km		





## 2 応募資格

法人・個人を問わず、どなたでも応募できます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は応募できません。

- ① 宗教活動、政治活動に使用しようとする場合
- ② 公益を害するおそれのある用途で使用しようとする場合
- ③ 国税及び地方税の滞納がある場合

## 3 売却の考え方

### (1) 物件①・②

- ① 対象物件のうち①と②は、一括売却とします。
- ② 利活用事業の内容が次のいずれかに該当し、本町全域又は三川地域の活性化に資するものと認められる事業でなければなりません。
  - ・産業振興に資するものと認められる事業
  - ・住民福祉の向上に資するものと認められる事業
  - ・教育文化の向上に資するものと認められる事業
  - ・その他住民サービスの向上に資するものと認められる事業
- ③ 周辺は住宅地もあり、三川保育園も近接しているため、周囲に不快と思われる悪臭や騒音等が発生する事業は認められません。
- ④ 売却する土地については、現状での引き渡しとなります。譲渡に際し、一切の改良・修繕等を行いませんので、状態については事前に把握してください。

### (2) 物件③

- ① 対象物件③は、一括売却とし、地番ごとの売却は行いません。
- ② 利活用事業の内容が次のいずれかに該当し、本町全域又は伏見地区の活性化に資するものと認められる事業でなければなりません。
  - ・産業振興に資するものと認められる事業
  - ・教育文化の向上に資するものと認められる事業
  - ・その他住民サービスの向上に資するものと認められる事業
- ③ 観光地のため、周辺施設との調和を保つことを目的に施設外観や事業内容などについて事前に由仁町と協議が必要です。
- ④ 売却する土地については、現状での引き渡しとなります。譲渡に際し、一切の改良・修繕等を行いませんので、状態については事前に把握してください。

## 4 第三者への譲渡禁止

所有権を移転した日から5年間は、次の行為はできません。

ただし、真にやむを得ない事由があるものとして事前に町の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

契約にあたっては、本項目を確実にするため、当該地に5年間の買戻特約を付けさせていただきます。

- ① 所有権を移転すること。
- ② 利活用事業の目的に反する活用を行うこと。

## 5 売却価格

- (1) 物件①・②            311,300円  
物件③                2,990,943円
- (2) 物件①・②については、売却にあたり、分筆測量等が必要です。  
物件③については、売却にあたり、境界決定のための測量及び境界杭等の設置が必要です。  
上記測量等は、町が行ったうえで売却代金に含めるか、売却を受けた者が自身で行うか、協議のうえ契約となります。  
測量による面積の変更による売却額の変更は行いません。
- (3) 買戻特約登記費用として、1,000円を(1)の金額に加算いたします。

## 6 応募手続

- (1) 受付期間            令和4年5月31日まで  
                              (土日及び祝祭日を除く、8時30分から17時まで)
- (2) 受付場所            夕張郡由仁町新光200番地 由仁町地域活性課
- (3) 提出方法            持参又は郵送による
- (4) 提出書類
- ① 応募申請書(様式1)
  - ② 応募者の概要(様式2)
  - ③ 事業計画書(様式3)
  - ④ 資金調達計画書(様式4)
  - ⑤ 地域貢献の内容(様式5)
  - ⑥ 代表者及び役員名簿(法人の場合)(様式6)
  - ⑦ その他添付書類
    - ・定款(法人の場合)
    - ・登記事項証明書(法人の場合)
    - ・直近3か年の決算書(法人の場合)
    - ・身分証明書の写し(個人の場合)
    - ・前年の確定申告書(収支内訳書)又は青色申告決算書の写し(個人事業の場合)
    - ・法人税、消費税、法人事業税、町民税、固定資産税等の納税証明書(由仁町に納めている町税については、別途、納税確認に係る承諾が得られた場合、証明書の提出を省略することができます。)
- ※上記のほか、必要に応じ追加書類の提出を求める場合があります。

## 7 応募に関する留意事項

- (1) 応募資格を偽り又は応募書類に虚偽の記載を行った者は失格とします。
- (2) 応募申請後に辞退する場合は、速やかに書面により辞退する旨を届け出てください。
- (3) 応募に係る経費は、事業者負担とします。

## 8 事業者の選定

- (1) 事業者を選定するため、「利活用事業者選定委員会」を設置し、応募書類の審査を行います。審査項目及び配点は別途定めるものとし、その合計点数が最上位の者を事業者として決定します。  
2者以上の応募があり、審査の結果最上位の者が複数あるときは、由仁町内に本支社（店）、営業所、工場等有する法人又は個人事業者を上位とします。  
※必要に応じて面接審査を実施する場合があります。また、審査の結果、一定水準を満たしていない場合は、「事業者なし」とする場合があります。
- (2) 事業者として決定を受けた者は、住民説明会を開催するなど地域住民に対して利活用事業の内容及び地域への効果などについて周知しなければなりません。

## 9 契約

- (1) 事業者選定後、選定された事業者が契約内容について承諾した場合に契約を締結します。
- (2) 契約に要する費用及び所有権移転登記に係る費用は事業者の負担となります。

～問合せ、申請書類等の提出先～

〒069-1292 夕張郡由仁町新光200番地  
由仁町地域活性課  
TEL:0123-83-2112 FAX:0123-83-3020  
E-mail:chiiki@town.yuni.lg.jp